**第1章　総　則**

（商号）

第1条　当会社は、合同会社アセットミックスと称する。

（目的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．有価証券の売買・保有・運用

２．外国為替証拠金取引などの差金決済取引

３．ファイナンシャルプランニング業

４．会計帳簿の記帳代行及び経営助言

５．前各号に附帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を山口県宇部市に置く。

（公告方法）

第4条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

**第2章　社員及び出資**

（有限責任）

第5条　当会社の社員は、その全部を有限責任社員とする。

（社員の氏名、住所、出資及び責任）

第6条　社員の氏名、住所、出資の価額及び責任は次のとおりである。

　　　　　山口県宇部市大字××××番地×

　　　　　有限責任社員　橋本　広明

　　　　　金１００万円

　　　　　山口県宇部市大字東岐波××××番地×

　　　　　有限責任社員　橋本　○○

　　　　　金１００万円

**第3章　業務の執行及び会社の代表**

（業務執行社員）

第7条　当会社の業務執行社員は、次のとおりとする。

　　　　　業務執行社員　　橋本　広明

　　　　　業務執行社員　　橋本　○○

（代表社員）

第8条　当会社の代表社員は、次のとおりとする。

　　　　　代表社員　　　橋本　広明

**第４章　社員の加入及び退社**

（社員の加入）

第9条　　当会社に新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

（任意退社）

第10条　各社員は、事業年度の終了の時において退社をすることができる。この場合においては、各社員は、2か月前までに退社の予告をしなければならない。

　　　　２　前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

（法定退社及びその特則）

第11条　各社員は、会社法第６０７条の規定により、退社する。

　　　　２　社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合は、当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継するものとする。

**第5章　計　算**

（事業年度）

第12条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（損益の分配）

第13条　各社員への利益の配当に関する事項は、代表社員がこれを定める。

**第6章　附　則**

（法令の準拠）

第14条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上、合同会社アセットミックスの設立のため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成××年××月××日

社員　橋本　広明　　　　㊞

　　　　　　　　　　社員　橋本　○○　　　　㊞

（注）実際は電子定款であるため、若干異なります。